

時：日時 所：場所 内：内容 講：講師 対：対象 定：定員 ￥：料金 持：持ち物 申：申込方法 問：問い合わせ

i 宝くじの助成金で防災資機材を整備しました

内 この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業です。自主防災組織が地域を災害から守るための防災活動に必要な資機材等の整備に助成を行います。令和3年度は公益財団法人長野県市町村振興協会の宝くじ助成金を活用し、上原区と塩沢区が投光器、浄水器、テント、ガストーブなどの防災資機材を、助成金で整備しました。

問 防災課防災係
☎72-2101(内線182)

i 電源立地地域対策交付金を活用しています

内 電源立地地域対策交付金は、水力発電施設等の所在する市町村の地域振興を目的とし、周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して、国から交付されます。令和3年度の電源立地地域対策交付金440万円は、高齢者福祉センター塩壺の湯管理運営事業に活用しました。

問 企画課企画係
☎72-2101(内線154)

i 中小企業者向け新型コロナ対応の補助金等の申請はお早めに

内 新型コロナウイルス感染症で著しく売り上げが落ち込んでいる中小企業者を対象に補助金等を設けています。一部の補助金等の申請期限が令和4年1月31日までとなっていますので、お早めにご申請ください。支給要件や支給額など詳細はホームページをご覧ください。



問 商工課工業・産業振興係
☎72-2101(内線432~434)

Information

お知らせ

i 人権擁護委員紹介

内 人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の方々です。

人権擁護委員は市民の方々の人権意識を高めるために、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから、人権の花運動をはじめ、街頭啓発や人権作文コンクールなどの活動を中心に、人権活動を行っています。

また、「人権相談所」を定期的に開設し、次の内容の相談をお受けしております。

●「いじめ」「体罰」「不登校」「虐待」など子どもにかかわる問題

●「セクハラ」「ストーカー」「性的差別」など女性にかかわる問題

●「親子・親族」「近隣」「部落差別」「同和問題」等の問題

●「境界」「借地・借家」「相続」等の問題
茅野市の人権擁護委員は次の皆さんです。高山衛さん、榛葉和夫さん、藤山武博さん、宮坂和生さん、奥原貴美子さん、樋口和津子さん、小尾久子さん、北澤いずみさん

※令和4年1月1日付で高山衛さん、奥原貴美子さんが再任、北澤いずみさんが新たに法務大臣から委嘱されました。

問 市民課 市民係
☎72-2101(内線254)

i みんなのパソコン広場 ☆パソコン初級者お助け隊☆

時 3月2日(水)、16日(水) 14時~17時
所 ワークラボハケ岳3階
内 ワード・エクセルの初歩的な操作など、パソコン初級者の相談、サポート(一人30分程度)
持 ノートパソコン
料 500円
申 一週間前までに、電話でお申し込みください。
問 企画課行革・デジタル係
☎72-2101(内線155、156)

Wanted

募集

i 市民農園利用者募集

内 ご利用希望の方は各園主さんへおつなぎします。
【場所】
①玉川穴山(望岳の湯上)
②宮川丸山(丸山工業団地北)
③湖東笹原(鉢巻線上)
④玉川栗沢(ゴルフ練習場第3駐車場東側)
※トイレ、倉庫、水道等の設備はありません。

【区画数】
①~④各農園若干(空き区画のみ)
申込多数の場合は抽選
【面積】1区画約100㎡
【使用期間】令和4年4月~11月末日(最長5年まで更新可)

対 茅野市内に居住している方(茅野市内の別荘の方も含む)で以下の条件を守れる方
●自家用野菜の栽培として使用すること。
●利用区画および周囲の通路清掃・除草を行い、環境整備・保全に努めること。
●栽培に必要な苗、資材、農機具等は、ご自身でご準備いただきます。

料 1シーズン5,000円
申 2月22日(火)までに窓口、電話、メールのいずれかで申し込みください。
問 農業支援センター ☎72-2101(内線404)
E-mail norin@city.chino.lg.jp

i きのこの菌打ち講習会

時 2月27日(日)9時~11時(雨天決行)
所 茅野市運動公園 焼肉広場
内 きのこの菌打ち(しいたけ)
講 NPO法人 ハケ岳森林文化の会
対 市内に在住、在勤または在学の小学生以上の方(1世帯につき2名まで応募可)
定 20組(定員を超えた場合は抽選)
料 1組/2,000円(当日の受付時に集金)
持 作業のできる服装、手袋、木槌または金槌
申 2月9日(水)までに、氏名、住所、年齢、連絡先を下記までご連絡ください。

※菌打ちした原木は参加者1組につき3本、持ち帰りできます。

問 環境課 環境保全係
☎72-2101(内線263)
FAX: 82-0234
E-mail: kankyo@city.chino.lg.jp

i 要約筆記体験教室

時 2月11日(金)、12日(土) 10時~正午
所 諏訪市総合福祉センター(いきいき元気館)3階 交流ひろば
内 聞こえの不自由な方(中途失聴・難聴者)にその場で話されている内容を要約して文字で伝える通訳「要約筆記」を学ぶ講座
初日は手書きでの要約、2日目はパソコンと手書きでの要約を学びます。

対 要約筆記に興味のある方
持 パソコン
料 無料
申 2月4日(金)までに、電話、FAXでお申し込みください。

問 地域福祉課障害福祉係
☎72-2101(内線315、316)
FAX73-0391

情報ネットワーク

要点のみを掲載しています。
詳しい内容は、各担当課・各施設・ホームページなどでご確認ください。
●医療…P24 ●イベント・講座…P24
●募集…P25 ●お知らせ…P25

Event & Lectures

イベント・講座

i 茅野市空き家なんでも相談会・ミニセミナー

時 2月18日(金)ミニセミナー13時30分~個別相談会 14時~16時(1組30分)
所 茅野市役所 議会棟1階大会議室
内 空き家のことを気軽に相談できる無料相談会と専門家によるミニセミナー
申 2月4日(金)までにお申し込みください。ミニセミナーは申込不要です。
※Web会議システムでの参加を希望の方は別途ご相談ください。
※申込時に空き家物件情報(住所等)を確認します。
問 都市計画課住宅係
☎72-2101(内線538)



プッシュ通知で行政情報をお届け!

ダウンロードはこちらから



Medical & Welfare

医療・福祉

i 茅野市不妊及び不育症治療費助成事業

内 不妊および不育症の治療を受けたご夫婦への治療費の一部を助成助成金の交付申請する日の1年以上前から市内に居住(住民票がある)している戸籍上の夫婦。ただし、市税の滞納がないこと。
長野県助成交付金決定、または一連の治療が終了した日、の翌日から起算して3か月以内に申請してください。

※長野県で行われている「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象となる方は、そちらが優先となります。長野県への申請は、治療が終了した日の属する年度内(3月31日まで)になります。
※同一のご夫婦に対して、不妊及び不育症治療それぞれ5回までです。
※申請前に、一度ご相談ください。

問 健康づくり推進課(健康管理センター内)
☎82-0215

ゆずりあおう ~不用品を活用し あいましょう~

内 ゆずります

伊那西高校制服/もちつき機/のし板/
棒/ゴルフバッグ/学習机/
オイルヒーター/水そう/
永明中学校陸上部ユニフォーム/
スチール棚/白い本棚/袖机付きデスク/
文庫本スライド棚/パイプ棚

ゆずってください

電子レンジ/長座布団/猫の餌/
じゅうたん

※最新の情報はエコタウンちののホーム
ページをご覧ください。

※すでに交渉が成立している場合があります。
ご了承ください。

問 茅野環境館 ☎82-0040

i 有害鳥獣の捕獲を実施します

時 2月19日(土)~3月16日(水)

所 鳥獣保護区を含む市内一円

内 ニホンジカ、イノシシによる農林業等への被害を防止するため、山林内で、猟銃を使用したニホンジカとイノシシの捕獲活動を実施します。捕獲実施日には、安全対策のため実施場所周辺に注意看板等を設置します。実施日は、日程が決まり次第、茅野市公式ホームページ、農林課窓口、各地区コミュニティセンター等に掲示します。実施期間中に野外で作業するときや山林へ入るときには、事故の防止にご協力ください。

なお、天候等により、日程等が変更となる場合があります。

問 農林課鳥獣被害対策室
☎72-2101(内線408)

i 木質バイオマスエネルギー の利用促進をしています

内 木質バイオマスエネルギーは、ペレット(おがくずを固めたもの)や薪に代表される循環型のエネルギーとして注目されています。

利用促進のため、間伐した樹木のおがくずでつくったペレットを燃料とするペレットストーブの導入に対し、補助金を交付しました。

ホームページに利用者の声や木質バイオマスの紹介をしていますので、詳細はそちらをご覧ください。

問 農林課林務係

☎72-2101(内線408)

自動車の各種手続きを 忘れずに行いましょう

問 【自動車の各種手続き】

長野運輸支局松本自動車検査登録事務所
☎050-5540-2043(音声案内037)

【自動車税】

長野県南信県税事務所諏訪事務所

☎57-2905

E-mail: zeい-suwa@pref.nagano.lg.jp

自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者(または使用者)に対して課税される県の税金です。令和4年3月末日までに名義変更・抹消登録・住所変更等の各種手続きが済んでいないと、次のようなトラブルが発生する可能性がありますので、必ず手続きを行ってください。

●廃車にした、または手放したはずの自動車税種別割が令和4年度以降も課税されてしまう。(特に、個人間での売買はご注意ください。)

●引越先の住所に納税通知書が届かないことで、税金が滞納となってしまう。

※使用していないが、諸事情により抹消登録や名義変更が行えない等でお困りのときは、南信県税事務所諏訪事務所までご相談ください。

各種手続きについては、国土交通省の各運輸支局で行うことができます。

また、手数料がかかりますが、自家用自動車協会、ディーラー、解体業者等で代行していただけます。詳しくはお問い合わせください。